平成２８年（フ）第６８号
新潟県上越市五智６丁目６番11号　上越五智養護老人ホーム
債務者　安達　幹夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第６９号
新潟県上越市塩屋新田194番地　サリリハイツ105号
債務者　生江　　悟
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第７６号
新潟県上越市五智新町６番26号　コーポ高橋203号
債務者　江刺家　学
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１４１号
愛知県稲沢市稲葉５丁目15番２号
債務者　水野　昌子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４７号
岡山県津山市押入238－１　レオパレス長通り201号、住民票上の住所岡山県岡山市南区泉田４丁目１番10－３号
債務者　宮本　謙二
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第６０号
岡山県津山市津山口378番地２　吉井川マンション　202号
債務者　小椋　和夫
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１８２号
香川県さぬき市造田乙井733番地１
債務者　橋本　幸典
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０５号
香川県高松市太田下町2329番地９　ダイアパレス太田第６，303
債務者　松下　麻紀
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３１号
香川県三豊市高瀬町上麻3537番地４
債務者　梶原　華栄
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１７９号
長崎県長崎市ダイヤランド４丁目10番３－402号
債務者　田原　由季
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
長崎県大村市松原本町237番地３
債務者　西浦ヤエ子
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
鹿児島県南九州市知覧町永里4830番地
債務者　永﨑　淳男
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２７４号
沖縄県浦添市宮城５丁目７番３－304号　渡慶次アパート
債務者　比嘉　典子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５７号
宮城県名取市美田園３丁目29番地の４　レオパレス美田園東112号、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番３－302号
債務者　前田　真秀
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
宮城県多賀城市大代４丁目７番23号
債務者　福田　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
宮城県多賀城市大代４丁目７番23号
債務者　福田　朱美
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
仙台市宮城野区岡田字上岡田17番地の19、従前の住所仙台市宮城野区出花１丁目６番地の５　古澤第一コーポ103
債務者　及川　茂男
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係